

# 平成21年度実績評価書要旨

担当部局名: 職業安定局高齢者雇用対策課  
 職業安定局障害者雇用対策課  
 職業安定局若年者雇用対策室  
 職業安定局雇用開発課  
 職業安定局就労支援室  
 職業安定局外国人雇用対策課

評価実施時期: 平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 IV                  経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標 3                  労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>(IV-3-1)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策※の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 高齢者等の雇用の安定・促進                  (2) 障害者の雇用の安定・促進                  (3) 若年者の雇用の安定・促進                  (4) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>※「積極的雇用政策」とは、政府が積極的に変更できる政策であり、職業訓練、若年者・高齢者雇用対策、雇入れ支援や雇用維持支援のための給与助成など、主に失業者が就職することを支援する政策を言う。</p> <p>(1) 高齢者等の雇用の安定・促進</p> <p>①目的等：                  定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もつて高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進</p> <p>①目的等：                  障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進</li> <li>・障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進</li> <li>・雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化</li> </ul> <p>等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進</p> <p>目的等：                  フリーターの正規雇用化を推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることにより、我が国の将来を担う若者が、安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。</p> <p>(4) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>目的等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする。また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。</li> <li>ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。</li> <li>iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される</li> </ul>	

- 協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。
- iv 派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮等の退去を余儀なくされた離職者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、住宅入居初期費用、生活・就職活動費等の貸与を行う。
  - v 専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するため、外国人雇用サービスセンターを中核に、公共職業安定所の全国ネットワークを活用した支援を行うとともに、外国人指針に基づく雇用管理指導や、不安定雇用にある日系人求職者への支援等により、外国人の適正就労・安定雇用を図る。

施策に関する  
評価結果の  
すべき目標等

【評価結果の概要】

【現状分析（施策の必要性）】

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

少子高齢化の急速な進展により、2015年までに生産年齢人口は約780万人減少し、これに伴って労働力人口も、高齢者や女性の労働力率が相当程度上昇することを見込んで、若年層及び壮年層の大幅な減少により約110万人減少する見通しとなっている。また、いわゆる団塊の世代が、2007年から順次60歳に到達し、また2013年からは65歳に到達することとなっている。

一方で、諸外国と比較しても我が国の高齢者の就労意欲は非常に高く、実態としても、60歳代前半の男性の労働力率は70%を超えている。

このような中で、高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることを可能とし、もって我が国経済社会の活力の維持を図るためには、高齢者が意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることができる環境を社会全体で築き上げていくことが必要である。

このため、高齢者の安定した雇用の確保等を図るため、①事業主に対する定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のうちのいずれかの措置による年金支給開始年齢までの雇用機会の確保の義務付け、②高齢者の再就職の促進に関する措置の拡充、③定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ること、等を内容とした「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が2004年（平成16年）6月5日に成立し、関係政省令と併せ同年12月1日（①については2006年（平成18年）4月1日）に施行されたところである。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

障害者の雇用については、平成20年6月1日現在の民間企業の実雇用率が、1.59%と前年比0.04ポイント上昇するなど、着実な進展がみられる。

一方、有効求職者数は約14万人と依然として高い水準で推移しているとともに、年度後半の急激な経済情勢の悪化を受け、就職件数は前年比2.4%減の44,463件にとどまるなど、引き続き改善すべき点多い状況にある。

このため、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されること及び短時間労働が障害者雇用率制度の対象となること等を内容とした「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月から段階的に施行されている。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者の雇用情勢については、失業率については、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、平成20年秋頃からの金融危機の影響による雇用失業情勢の悪化により、平成21年3月卒業の高校生の就職内定率は95.6%（平成21年3月末現在）と前年同期に比べ1.5ポイント低下し、平成21年3月卒業の大学生の就職率は95.7%（平成21年4月1日現在）と前年同期に比べ1.2ポイント低下している。

また、フリーターの数については、平成15年をピークに5年連続で減少するなど、改善の動きが続いている状況にあるものの、25歳から34歳までのフリーター（年長フリーター）はいまだ多い状況にあり、さらに、いわゆる就職氷河期に正社員となれなかった若者が30代半ばを迎える状況となっている。

以上の現状を踏まえれば、将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

(参考)

・フリーター数	平成20年	170万人(対前年比△11万人)
うち、15歳～24歳	平成20年	83万人(対前年比△6万人)
うち、25歳～34歳	平成20年	87万人(対前年比△5万人)
・失業率		
・15～24歳	平成20年	7.2%(対前年比△0.5ポイント)
・25～34歳	平成20年	5.2%(対前年比 0.3ポイント)
・年齢計	平成20年	4.0%(対前年比 0.1ポイント)

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計／詳細集計）」 厚生労働省「職業安定業務統計」

#### (4) 就職困難者等の円滑な就職支援

高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭の母等の就職困難者については、例えば、高齢者（60歳以上65歳未満）の平成20年度平均の完全失業率（労働力調査（総務省統計局）による）が4.3%（年齢計4.0%）となるなど、依然として高水準で推移し、職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）による同年度平均の有効求人倍率も0.77倍（年齢計0.74倍）と極めて低い。

さらに、近年、生活保護受給者は大幅な増加傾向にあり（約66万世帯（平成10年）、約118万世帯（平成20年））、受給期間の長期化や、その抱える問題の多様化がみられる状況にある。

また、児童扶養手当受給者（母子家庭）についても増加傾向にある（約62万人（平成7年）、約101万人（平成20年））。

平成21年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査（厚生労働省社会・援護局）の結果によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、15,759人であった。また、19年1月実施の調査によるとホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が31.4%、次いで「倒産・失業」が26.6%と仕事関係が多くを占めており、ホームレスとなる原因は、現下の厳しい経済情勢であると考えられる。

ホームレスの高齢化、路上生活の長期化、就労自立の意欲の低下が指摘されているところであるが、今後の望む生活については、「きちんと就職して働きたい」が35.9%となっており、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認されている。

自動車産業等の製造業を中心として派遣労働者や契約社員等の雇止め・解雇が増加してきており、これに伴い、それまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされ、住居を喪失する離職者が発生している。これらの者は、ひとたび住居を喪失すると、就職活動が困難となり、安定就労への再就職は困難となる状況にあり、そのまま放置すればいずれホームレスとなり、その自立支援のための大きな国民負担が必要となるおそれがある。

以上の現状を踏まえれば、これらの就職困難者等に対する就職支援の必要性は高いと認識している。

外国人の雇用については、東京、愛知及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置しているが、来所する外国人留学生の新規求職件数は年々増加（H18：4,926人、H19：5,957人、H20：6,680人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、留学生を中心とした専門的・技術的分野の外国人労働者からの需要は高いものと考えられる。

また、日系人重点支援地域の公共職業安定所9所（群馬局太田所、長野局松本所、岐阜局大垣所、美濃加茂所、静岡局浜松所、愛知局豊橋所、豊田所、刈谷所、三重局四日市所）に来所する外国人の新規求職件数は年々増加（H18：3,452人、H19：4,786人、H20：24,585人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、引き続き日系人労働者に対する就職支援を実施する必要性は高いといえる。

#### 【有効性の観点】

##### (1) 高年齢者等の雇用の安定・促進

高年齢者の生活の安定のためには、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度には定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引き上げが始まることも踏まえ、平成18年度から改正高年齢者雇用安定法（以下、「改正高齢法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高年齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）（以下、「雇用確保措置」という。）を講じることが事業主に義務づけられるとともに（義務年齢は段階的に上げられる）、今後、知識・経験を生かして雇用の継続を希望する高年齢者のニーズに応えるため、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に努める必要がある。

このため、希望者全員が65歳以上まで働ける企業（65歳以上定年企業等）の割合を平成22年度末までに50%とすることを踏まえ、平成20年度においてはその割合を46%を目指し、取組を実施した。実績については平成21年度高年齢者雇用状況報告により把握するが、平成20年度と同報告では、65歳以上定年企業等の割合が39.0%と前年比2.0ポイントの増加しており、平成21年度と同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

##### (2) 障害者の雇用の安定・促進

平成20年度の公共職業安定所における就職率は、17.1%（対前年度比0.4%ポイント減）と、現下の経済情勢の悪化に伴う厳しい雇用情勢や、特に精神障害者や発達障害者等の新規求職申込件数が増加したこと等により、実績目標である18%を達成することができなかった。しかしながら、トライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成しており、上記のような状況においても、トライアル雇用事業等を踏まえた障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されるとともに、ジョブコーチ支援事業や障害者就業・生活支援センター事業が障害者の円滑な就職及び職場定着に向けた手段として非常に有効に機能し、障害者の雇用の促進・安定に資していると評価できる。

##### (3) 若年者の雇用の安定・促進

平成20年度においては、フリーター常用雇用化プランを推進し、平成20年秋以降の金融危機の影響による

雇用失業情勢の悪化にもかかわらず、約26.8万人（速報値）を前年度と同水準の常用雇用を実現したところである。また、フリーターの数は、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少し、平成20年では170万人と改善傾向が続いており、平成20年夏頃までの景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことと相まって、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能している。

#### （4）就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金においては、平成17年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.5%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下（3.3%）となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

#### 【効率性の観点】

##### （1）高年齢者等の雇用の安定・促進

改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところであるが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっている。

これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置、雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組を一体的に行う事業を労働局が事業主団体等へ委託して実施するなど効率的な事業の実施を行っている。

##### （2）障害者の雇用の安定・促進

雇用の促進については、トライアル雇用事業及びジョブコーチ支援事業等において8割を超える常用雇用移行率（定着率）であり、また、障害者就業・生活センター事業等でも就職件数が伸びている等、一定の成果を上げているところであり、障害者一人ひとりの特性に配慮した効率的な事業の実施となっている。

しかし、現下の経済情勢が悪化している中において、障害者の解雇者数も2,774人（平成19年度は1,523人）と増加しており、これまで以上に障害者の雇用の安定を図る必要があり、これらへの効率的な対応が必要である。

##### （3）若年者の雇用の安定・促進

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、常用雇用化を図ることが不可欠であるが、①については、学校との密接な連携により高卒就職ジョブサポーターによる一貫した支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、公共職業安定所において、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせ提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できる。

##### （4）就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金は、より就職が困難な重度障害者等には助成率、助成期間が手厚くなっており、また、雇入れを行う企業の規模に応じて、中小企業には高率助成を行うとともに、助成率を区別した上で短時間労働者も対象とし、近年の多様な就労形態に対応を図るなど、効率的な運用がなされている。

#### 【総合的な評価】

##### （1）高年齢者等の雇用の安定・促進

当該施策目標に係る指標（65歳以上定年企業等の割合）は、2010年度末までに50%とすることを目標とし、各年度ごとの目標値を定めているため、平成20年度以降も引き続き希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に向け、取り組みを進める必要がある。

##### （2）障害者の雇用の安定・促進

精神障害者等の新規求職申込件数の増加や、障害者の解雇者の増加などを踏まえ、障害者の雇用の安定を図るために、平成21年度予算においてうつ病等精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）を拡充するとともに、平成20年度第1次補正予算において障害者専門支援員を増員するなどの支援の拡充を図っており、今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、一層努める必要がある。

##### （3）若年者の雇用の安定・促進

上記の通り、雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成21年度においては、改善が遅れている年長フリーターや30代後半の不安定就労者に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取

り組みを進める必要がある。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策目標としており、上記のとおり施策目標を達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨年からの急激な雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度においては、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、平成21年度以降も引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要がある。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討  
 見直しを行わず引き続き実施  
 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	65歳以上定年企業等の割合 (%) (46%以上/平成20年度)	— 【—%】	— 【—%】	33.0 【66%】	37.0 【74%】	39.0 【85%】
2	公共職業安定所における就職率 (障害者)(%) (18%以上/平成20年度)	14.5 【—%】	15.5 【—%】	17.6 【—%】	17.5 【—%】	17.1 【95%】
3	フリーター数(万人) (170万人/平成22(2010)年)	214 【—%】	201 【—%】	187 【—%】	181 【—%】	170 【—%】
4	特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(%) (当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/平成20年度)	1.6 (3.4) 【213%】	1.5 (3.3) 【220%】	— — 【—%】	— — 【—%】	— — 【—%】

(調査名・資料出所、備考)

①指標1  
資料出所：職業安定局調べによる。  
備考：  
・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告(毎年6月1日の状況)から把握した。  
・なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高年齢者雇用状況報告から(翌年度の6月1日の状況)から把握する。

②指標2  
資料出所：職業安定局調べによる。  
備考：公共職業安定所を通じた就職率である。  
【参考】厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02>

③指標3  
資料出所：「労働力調査(詳細集計)」(総務省統計局調べ)による。

④指標4  
資料出所：職業安定局調べによる  
備考：指標の上段は支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段(括弧内)は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。  
・平成20年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

関係する施政方針演説等の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008	年月日 平成20年6月27日	記載事項(抜粋) 今後3年間で、①若者について、ジョブ・カード制度の整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化を目指す。
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「障害者等について、『福祉から用へ』推進5カ年計画」に基づき、着実に就労による自立を図る。